輸出される食品等に関する証明書発行事務要領

制定 令和5年5月26日付け食推-155

1 目的

「輸出される食品等に関する証明書発行事務要綱」(制定-平成27年5月20日付け秋販-180、以下「要綱」という。)に基づき、要綱第3条に掲げる県及び県が授権・許可・指定・委託した機関(以下「県等」という。)が、要綱第2条(2)に掲げる食品等の輸出に係る産地証明を行う場合の事務処理手続について定める。

2 輸出対象国

台湾

3 台湾向けの輸出証明書について

47 都道府県産の全ての食品(酒類を除く)について、産地証明書の添付を義務付ける。

4 申請手続き

(1) 申請者

要綱第2条(2)に掲げる食品等を取り扱い、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、別記様式1の委任状(押印不要)を提出するものとする。

(2) 申請方法

申請者は、申請書類を以下に担当窓口に送付又は持参するものとする。

【担当窓口】

秋田県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 調整・食品振興チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王3丁目1番1号

電 話 018-860-2258

F A X 018-860-3878

メール shokusan@pref.akita.lg.jp

U R L http://www.pref.akita.lg.jp/uma/

(3) 提出書類

ア 申請書

- (ア) 別記様式2の輸出される食品等に関する産地証明申請書(押印不要)
- (イ) 別記様式3の輸出される食品等に関する確認書(押印不要)
- (ウ) 別記様式4の産地証明書に必要事項を記入したもの(英語表記) ただし、事業者間に合意様式等がある場合はこれに限らない。

イ 添付書類

申請者は、証明の申請に当たり、別表1に掲げる確認書類等を添付するものとする。

5 申請内容の審査

県等は、申請者が3 (3) により提出した書類を確認し、産地及び輸出貨物、輸出 先国等について、次に定める項目を審査する。

(1) 産地

生産・加工施設の名称及び所在地を確認する。

なお、加工食品について、複数の加工施設がある場合、包装のみの加工施設 を除く、最終加工地を所在地とする。

(2) 輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ・送り状(インボイス等)の番号
- 商品名、数量、重量及び包装形態
- ・出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- 輸出入業者の名称及び所在地
- ・ 具体的な商品

6 現地確認その他必要な調査の実施

県等は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

7 証明書の発行

県等は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合、4(3)ア(ウ)により提出された産地証明書に必要事項を記入し、署名及び押印したものを交付するものとする。

附則

この要領は、令和5年5月26日から施行する。

附則

この改正は、令和5年5月26日から施行する。

(別表1)

	確認項目	確 認 書 類 (いずかで左の項目が確認できればよい)
産地等	生産・加工施設の名称及び 所在地 (加工食品について、複数 の加工施設がある場合、包 装のみの加工施設を除く、 最終加工地を所在地とす る。)	 商品ラベルのコピーや写真 販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等(注1)及び営業許可証等(注2) 事業者の代表者が証明する製造工程表(複数の加工施設がある場合は、最終加工施設を証明するもの)等 原料内容がわかるもの
輸出貨物等	 ・ 送り状の番号 ・ 商品名、数量、重量及び包装形態 ・ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 ・ 輸出業者の名称及び所在地 ・ 輸入業者の名称及び所在地 ・ 具体的な商品 	 ・送り状、インボイス等 ・B/L(船荷証券)若しくはAWB(航空運送状) ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真

注1: 取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類(インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書)を含む。

注2: 製造所固有の記号に係る食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく届 出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面は販 売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を 含む。